

一般財団法人 ロートこどもみらい財団 選考委員会規程

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人ロートこどもみらい財団（以下「本財団」という。）定款第40条の規定に基づき、選考委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条（職務）

委員会は、代表理事の諮問に応じて、定款第4条第1項に掲げる事業の対象となる者を選考する。選考を行うにあたっては、募集要項に基づく応募内容を審査し公平性を担保し、独立性をもって選考する。

第3条（構成）

1. 選考委員は3名以上10名以内の委員を以って構成する。
2. 選考委員は有識者から、理事会において選出し、代表理事が委嘱する。
3. 選考委員は、この法人の評議員又は理事を兼ねることができる。
4. 選考委員総数のうち、この法人の役員の数 $\frac{1}{2}$ を超えてはならない。

第4条（選考委員の任期）

1. 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された選考委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 選考委員は第3条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお選考委員としての権利義務を有する。

第5条（報酬等）

1. 選考委員は原則無報酬とする。但し、選考委員の選考に係る業務量が過大になるなど、代表理事が必要と判断した場合、選考委員会出席につき選考委員1人1回あたり3万円（源泉所得税控除後の金額）を報酬として支給することができる。
2. 選考委員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第6条（運営）

1. 委員会には委員長1名を置く。
2. 委員会の委員長は、その委員会に出席した選考委員の互選により選出する。
3. 委員会は委員数の過半数の出席で成立する。
4. 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
5. 前項の決議について、選考対象者と特別の利害関係を有する選考委員は、その議決に加わることはできない。この場合、その委員の数は前項の委員の数には算入しない。

第7条（書面表決）

1. 前条の定めにかかわらず、やむを得ない理由のため、委員会に出席できない選考委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
2. 前項の場合において、前条規定の適用については、当該選考委員は、委員会に出席し、かつ、議決したものとみなす。

第8条（委員以外の出席）

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て選考委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

第9条（改廃）

この規定の改廃は、理事会にて行う。